

町の財政が成り立っているとすれば、それは財政やあるいは福生市の政治の問題から言っても大変な問題だと思ひますけれども、そのところから言えば、この決算に關しまして、この予算のつくり方そのものから言ひまして、構造的には全く賛成をするというわけにはいかないんだというふうに思ひています。

そういった形で、細かい松山議員の七点の指摘、全くもつともだと思ひますし、同時に、福生の市長がやはり考えるべき市政の問題として、基地を前提としたものの考え方や、あるいは政治やあるいは財政の考え方そのものに対して、やはりきちんとした批判をしていかなければならないと思ひています。その意味におきまして、この基地に頼った、基地構造ででき上がるような形での決算には、とても賛成ができるものではないということを明らかにしておきたいと思ひます。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十七号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よつて、議案第八十七号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三議案第八十八号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願ひます。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第八十八号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たつて、理事者側の説明は省略し、直ちに質疑に入つたわけではありますが、各委員の活発な質疑に対する

理事者側の主な説明を申し上げます。

収入未済額は千円未満で一般分五十六件、退職者関係で千円から五千円で二件で、未収の限度額世帯数は十一件となっている。

税率改正による調定は、現年度において二千七百三十六万円余りの増となり、一人当たり三万一千三百円となった。不納欠損の理由は、ほとんど時効成立による欠損がほとんどである。

国庫支出金の財政調整交付金において、当初で軽減費補助金を主に八百八十七万二千円を見込んだが、六十年度と違ふのは、当初予算では組んでおらず、この結果から見ると、軽減費交付金が特別交付金として計上されている。この特別交付金はマル退の積み残しの影響額として約六百万円、老健法改正の施行が一月にずれ込んだための影響額四百九十万八千円、これらで千九十六万六千円となっている。

都支出金の減額理由は、当初はペナルティー分は見込んでおらなかったが、保険税の限度額や応能応益等の関係でマインナスとなったものである。繰入金金の一人当たりの額は一万三千八百二十二円で、都下では十三番目となっている。

医療費の動向としては、当初で約八％の伸びを見たが、結果的に一般で一〇・五％、マル退で一七・四％と大幅に伸び療養給付費で見ると前年度より一・一・六％の伸びとなった。保険証の交付状況は現在五十六件の保留で、実態を把握して交付していききたい。高齢化社会の進む中で、この国保運営は大変難しく、福生市だけでなく、全国的な問題として市長会や議長会等でも国に対し運動しているが、一般財源からの繰り入れも限度があり、税としてある程度の御負担をしていただかなければ国保はやっていけない状況にある。さらに、被保険者がふえているのは、退職者や転入者が多く、給与所得者四〇％、営業者一五・七％、その他七・四％となっている。医療費通知の状況は、九月診療分としてレセプト六千九百二十八枚、四千六百三十二人分を実施している。

このように主な説明があり、そのほか保健施設や都支出金の基準等について質疑や答弁があり、最後に本案について起立により採決いたしましたところ、賛成多数で認定すべきものと決定した次第でございます。

当委員会報告どおりに御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第八十八号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本決算は、国保税を一八・八%アップし、被保険者に大きなしわ寄せをしたものです。国保税を値上げした原因は、政府が国庫負担金を削減したことと、都がペナルティーを課したためです。この決算を見ますと、国庫負担金の当初予算の影響額は約四千万円削減となっています。都のペナルティーは約四千七百万円となっています。この国庫負担金削減と都のペナルティーによって生まれた国保会計の歳入の補てんをするために、保険税が大幅に値上げされたのです。

税の値上げ額は、均等割で一人当たり二千八百八十円であり、被保険者全体で約四千八百万円の負担増となりました。これを見ましても、国、都からの削減が保険税にはね返ってきたことは間違いありません。助産費が三万円増になったとはいえ、税の値上げで被保険者の暮らしと健康は脅かされ、家計に占める国保税の負担は大きなものとなっています。

国保は、国民皆保険制度として発足したものであり、国保の運営に当たっては政府に全責任があります。その政府の責任を被保険者に転嫁し税の値上げを行う、こういうやり方に、私は激しい怒りを持ちます。自治体の長としての市長は、被保険者の暮らしと健康を守る立場を貫いてほしいと思います。国の負担削減、都のペナルティーについては、負担率の復活とペナルティーは反対であると、全力を上げて戦ってほしいと思います。こういう現状だからこそ、市長は被保険者だけに負担を強いるのではなく、一般会計からの繰入金の増額を行ったり、市独自の減免制度をつくり、被保険者の暮らしと健康を守ってほしいと意見を述べて、簡単ですが本決算は認定できないと、反対討論といたします。

○議長(村尾栄次君) 次に賛成者、五番須釜亮次君。

(五番 須釜亮次君登壇)

○五番(須釜亮次君) お許しをいただきまして、議案第八十八号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定に

ついて、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険はここ数年、制度の内容等が変わる中で被保険者の高齢化、医療被の増高等非常に厳しい状況にあることは周知の事実であります。このような状況下のもとで、福生市においても、昭和六十一年度においては税率の改正を行うとともに、一般会計からも多額の繰り出しを行い運営がなされたのであります。御存じのとおり、国保会計の歳出はそれほど多くが医療費に係るもので、当然のことながら、医療費に見合った税額を確保しなければならず、昭和六十一年に行われた税の引き上げも、一般会計からの多額の繰り出しを考えると、やむを得ないものと考えます。

この改正内容を見ますと、他市との比較において、限度額では高い市との差は七万円も低く、均等割額におきましては二十六市平均六千三百二円となると、当福生市においては、それを下回っております五千四百円となっております。また、特にこの改正により従来二十六市中第一に高かった資産割額を八%も引き下げたことは、被保険者に対する配慮と公平化の努力が伺える内容であると評価するものであります。また、税の収納状況は、滞納繰越分の徴収率が、厳しい環境を克服して、前年度より四・四%増という努力の成果が見られるのであります。

今後も、税の適性な賦課と一層の収納率向上に努力するとともに、被保険者の医療給付の適性化を図り、福生市国民健康保険の健全、かつ安定的運営をなされることを希望して、簡単ではありますが、当決算の認定に賛成するものであります。

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第八十八号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって、議案第八十八号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第四議案第八十九号昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題とい

たします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名がございましたので、議案第八十九号につきまして審査報告をさせていただきます。なお、お手元御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

委員より、医療費総額と一部負担金の関係や老健会計と医療費の関係等について質疑があり、これに対し、六十一年度では一部負担金は約千九百十九万円程度となる。この一部負担金のアップ額は六十一年度分が一人当たり五百九十円、改正後は千五百二十円程度となる。老健医療証を百三十六人に交付し、医療費もだいたい一―二%ふえている。受診率は一―七%、一人当たりの額は三万六千四百円となっている。このような説明があり、委員より、この会計は一部負担金が出てこない不明朗な会計であり、認定はできないとの発言もあり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で認定すべきと決定した次第であります。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君)

○十二番(原 敏子君) 議案第八十九号昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本決算は、昭和五十八年、老人保健法を制定され、お年寄りの医療費を有料にしたことによりできたものです。この特別会計には、お年寄りの一部負担金はどこにも出てきませんが、この一部負担金がベースになって予算が組まれ、決算となっています。政府は、このお年寄りの一部負担金を、本年一月一日より大幅な値上げを行いました。それは外来で二倍、一年の入院で八倍というものです。このような政府のお年寄りいじめ、お年寄りの命と暮らし、健康を破壊しようとする老健法に、私は反対するものです。

本特別会計決算は、今述べましたように、お年寄りの医療費の有料化と、また一部負担金を大幅に値上げしたものであり、私は反対するものです。市長といたしまして、お年寄りの命と暮らし、健康を守るために、お年寄りの入院見舞金制度など市独自の取組を強めていただきたいと要望いたしまして、簡単ですが私の決算認定に対する反対討論といたします。

○議長(村尾栄次君) 次に賛成者、五番須釜亮次君。

(五番 須釜亮次君登壇)  
○五番(須釜亮次君) お許しをいただきまして、議案第八十九号昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について賛成の立場から討論を行います。

この老人医療制度については、去る昭和五十八年二月より当特別会計ができたわけですが、法的な解釈として、国民は老人の医療費を公平に負担をする旨明記されていることは御承知のとおりであります。また、来るべき二十一世紀が高齢化社会の代名詞と言われていることも、衆目の一致するところであり、今後を追って増加すると思われる老人医療費対策として、市民自身も自治と連体の精神に基づき、みずから加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚し、健康の保持増進に努めるとともに、適切な受益者負担をすることにより、行政と市民がそれぞれ受け持たねばならない役割を分担しながら、ともに英知を結集して、最も望ましい医療体系を確立することの必要性を痛感する次第であります。

昭和六十一年度老人医療特別会計決算につきましては、負担金額についても無理のない範囲で運営されており、私は老人保健法による医療制度を理解するものであります。よって、前述の老人保健法に定める基本的理念を十分勘案の上、運営がなされたものと認め、当決算につきましては、簡単ながら賛成するものであります。

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第八十九号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。  
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第八十九号は、委員長の報告のとおり認定されました。

午後二時まで休憩いたします。

午後一時四十九分 休憩

~~~~~

午後二時 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第五議案第九十号昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第九十号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について理事者からの説明を省略し、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより、議案第九十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第九十号は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第六議案第九十一号昭和六十一年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第九十一号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、昭和六十一年度福生市下水道事業会計決算認定について理事者からの説明を省略し、質疑に入りました。委員より、不納欠損についてはどんな状態でそうになっているのか。下水道会計の起債は、元利償還金の二分の一が補助されていると単純に考えていいか。不明水について、国の方は交付金で補助をしていると言っているが、具体的にはどれだけ来ているのか。

これに対し理事者より、不納欠損については行方不明の方、途中で売却してしまった方、死亡した方、固定資産税等の滞納者などによるものである。交付税については、政府資金あるいは国庫資金として元利償還金の約五〇%が普通交付税として交付されている。また、縁故資金としては昭和五十一年度以降発行分が対象となっているが、不明水についてはゼロにするには不可能であり、設計上は一〇%見込んである。なるべく一〇%以内に納める努力をしている。各市も不明

水を少なくするための予算措置をしていただくよう、多摩川上流域下水道対策協議会とも話し合っている。

委員より、下水道受益者の負担については、所有権者が変わってもその土地に対しては受益者負担があるのだから、新しい権利者から徴収すべきだ。一〇〇％取るような方策を検討してほしい。不明水については国の方では交付金の中で出していると言っているが、各市からその数字をはっきりすべきではないかという意見がある。福生でもそういう考えで対処した方がいいのではないか。これに対し、できるだけ不納欠損のないよう努力したい。不明水に関する交付税については、上級官庁等に行き調べたいとの答弁があり、委員より水洗便所の改造について、補助金がカットされた後の行政サイドの指導ではどのようにしているか。理事者より、水洗化の普及率は非常に高くなっており、残る家庭については改造依頼書の送付、訪問、下水道促進デー期間中のスピーカーでの呼びかけ、チラシの配布等を行っている。借地、借家の問題もかなりあるので、仲介といったこともしながら粘り強く進めたい。

委員より、下水道設置より三年経過後の尿汲み取り料金は、実際に有料化されているのか。不明水に関してだが、その後、正確なメーターができたかどうか。理事者より、汲み取り料金の有料化についてはかなり準備が進んできているが、今しばらく時間をいただきたい。また、現在のメーターが不正確なことは大変問題であり、一方、機械の法的な耐用年限も迫っている、取り扱いについては早く結論を出したい。

委員より、私道で半分だけ下水が入っており、あと半分は権利者がよくわからなくて下水が埋められず、舗装ができないということがあがるが、私道の下水工事は今後できるのか。理事者より、基準に達していれば権利者の同意を得て工事ができるので、現地を見て答えない。

委員より、多摩川上流域下水道の負担金がふえた理由について、またこれからの計画は、そしてこれから何年建設事業費の負担をしていくのか。理事者より、下水道使用水量の市街地の需要家、基地分の伸び、それと不明水が前年の一〇％から一七・八％になったことなどによる増に伴うものである。計画についてははっきり知らされていないが、現在の建設事業の期間は、昭和六十七年度まで続くということであるとの答弁があり、委員より、下水道の起債については、実際は補助金は法律の基準を下回っている。これについてどう対応していくか。理事者より、できるだけ法律に基づく財源の確保に努力していかなければならないと考えているとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第九十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第九十一号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第七議案第九十二号昭和六十一年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

（議案審査報告書）別添参照

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第九十二号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

本案は、昭和六十一年度福生市受託水道事業会計決算認定について理事者よりの説明を省略し、質疑に入りました。委員より、消火栓の移設工事の状況を知りたい。理事者より、石綿管の改良も含め四十三基を行った。委員より、また必要などころもたくさんあるし、消火栓については市民の安心を高めるような適正な配置を計画してほしいと要望があり、委員より、漏水修繕については来年度に向けてはどのように検討されているか。理事者より、来年度は約三十キロを調査

したい。これは管延長百三十キロの二回り目で、約一％残っている石綿管の回収と合わせて行う。

委員より、口座振替と納入通知書による納入の割合はどのぐらいか。理事者より、納入通知書による納入が三六・六五％、口座振替が六三・三五％である。委員より、口座振替を積極的に推進されれば、徴収業務ももっとスムーズにいくのではないかと思うと要望があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第九十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第九十二号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第九十八号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明並びにその内容の説明を申し上げます。

御案内のように、最近の首都圏等における土地価格の以上な値上がりは、大きな社会問題になっておるわけでございます。その対策に苦慮しているところでございます。このため、東京都におきましては土地価格の抑制を図るため、国土利用計画法に基づきます監視区域の指定を行い、百平方メートル以上二千平方メートル未満の土地取引について届け出を義務づけ、その受理に關します事務を、監視区域指定団体に委任してまいりました。

このことによりまして、当市においても事務量の増大が予想されるところでございます。その対応といたしまして、このたび届け出のあった土地取引の予定価格の額について、それが適正であるかどうかあらかじめ審査をいたしまして、価格審査事務の適正と円滑化を図るため、土地取引事前審査のための補助機関を設置しようとするものでございまして、その構成員といたしまして、土地取引の実情に精通しまして、なお優れた知識と経験を有します不動産鑑定士を、今回新たに土地取引専門審査員の非常勤の特別職として、別表にございますようにお願いをいたそうとするものでございます。条例の内容でございすけれども、別表を改正しまして、都市計画審議会委員の次に、土地取引専門審査委員、日額といたしまして二万円の報酬ということで決めさせていただこうというものでございます。

なお、審査会の概要について申し上げますと、この構成は、土地取引専門審査委員として三人の不動産鑑定士さん、それと都市開発課の職員二名、この五名をもって構成しようという考え方でございます。会長につきましては都市開発課長を充てまして、会の招集あるいは運営をさせるということでございます。会議は一応非公開にするということで、回数でございすけれども、これは件数にもよりますけれども、今のところ月二回程度を予定しております。審査の方法としては、土地の公示価格、あるいは基準地価格、それから審査の事例、取引事例、こういったものに基づきまして、全体で協議をしてこの取引が適正であるかどうか、そういう判断を行おうと、こういう内容でございす。

以上が改正の内容でございすますが、本条例の改正に要します金額は、初年度において三十六万円、平年度におきまして百四十四万円の金額を予定しております。なお、この財源につきましては、これが委任事項でございすので、原則といたしまして東京都の補助で賄うということに相なっております。

なお、附則でございすけれども、本条例は交付の日から施行するものでございす。なお、予定といたしましては来年の一月一日というようにを予定しております。

以上、まことに雑駁な説明でございましたが、何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

ます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第九十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第九十九号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第九十九号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、第百九国会において地方税法の一部を改正する法律が可決され、九月二十二日に交付されたことに伴い、本市の条例についても改正の必要が生じたので、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

なお、今回の地方税法の改正は、個人住民税の負担の軽減等を図ることを主な内容としておりますが、減税に関する部分で、今回の条例改正には出てこない部分がございますので、一部重複するかと思いますが、その主な事項について申し上げます。

第一点は、税率の緩和措置でございます。昭和六十四年度を平年度とする昭和六十三年からの改正でございます。第二点は、条例改正には直接あらわれてまいりませんが、基礎控除、配偶者控除、扶養控除についてそれぞれ二万円の

引き上げが、また十四万円を限度額とする配偶者特別控除が創設され、いずれも昭和六十三年から実施されます。第三点として、昭和六十四年度から老年者控除が二十四万円から四十八万円に引き上げられます。その他において、医療費控除に係る定額控除額が五万円から十万円になり、昭和六十四年度から実施されることが改正の主なものでございます。

これにより昭和六十三年の減税額を、昭和六十二年課税状況調査をベースに推計すると、約二億四千万程度と予想しております。昭和六十四年度は、昭和六十三年度をさらに四千万円程度上回る減税額と推計しております。

なお、減税財源には利子課税の見直しによる収入を充てるため、都道府県民税利子割が創設され、利子割の一部を利子割交付金として市に交付されることになりました。

以上、地方税法の主な改正点の概略説明を終わり、条例改正の内容について御説明申し上げます。

なお、条文の朗読は省略させていただきます。

まず十九条でございますが、本条は地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、第三十三条の二でございますが、新たに創設された配偶者特別控除額を所得控除の規定の中に追加しようとするものでございます。

次の第三十三条の三第一項は、所得割の税率を改めるものでございまして、現行の十三段階が七段階となります。なお、本条の規定されている税率は、昭和六十四年度以降の市民税に適用し、昭和六十三年分については、改正条例の附則に規定する経過措置により適用することとしております。

次に、第三十五条の二の第一項から第五号までの改正でございますが、本条は市民税の申告についての規定でございます。所得税法において給与所得として規定されていた年金、恩給を削り、かわって雑所得の規定に公的年金等に係る所得が変更されるため、公的年金等の支払いについては、給与支払い報告書の制度が適用されなくなります。しかし、課税事務上の必要性及び公的年金受給者に、新たに住民税の申告書の提出義務を課することにより、事務負担が生じることを避けるため、給与支払い報告書にかわる公的年金支払い報告書の制度を設ける必要が生じたため、地方税法の改正に沿って、本条文を整備しようとするものでございます。

次に、第三十八条の第一項、但し書きを削る規定でございますが、地方税法の改正により、確定金額等にかかわる端数計算の基準額が引き上げられることにより、年税額及び市都民税の均等割額以下の場合に適用していた納期を削ろうとす

るものでございます。

次に、第四十条は、第三十五の二に申し上げましたように、年金、恩給等の給与所得から雑所得になるための整備でございます。

次の第四十四条関係は、地方税法の改正に伴う条文整備でございます。

第四十五条も地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に第四十七条の四でございますが、本条は退職手当等に係る分離課税の所得割の税率の改正でございます。内容は第三十三条の三と全く同じ内容でございます。

次が本法附則の改正でございます。附則第十一条は、ただいま改正した四十七条の四との関連でございます。退職手当等にかかわる所得割の額を、簡易税額表として別表で規定しておりますが、この場合、表が複数であれば、別表第一という規定がよろしいかと思いますが、ここでは表が一つでございますので、別表と規定した方が適切かと存じまして正しいと思うものでございます。

次に、附則第十二条と附則第十八条の二は、いずれも読みかえ規定でございます。地方税法の改正に伴いそれぞれ番号等を追加し、整備しようとするものでございます。

次の附則第十八条の三については、所得税において計算方法が変わったことを受けて、市民税においても引用し、昭和六十四年度分から適用されたため、地方税法の改正を受け、整備しようとするものでございます。

次に附則第十八条の四でございますが、今回新たに附則第十八条の五が規定されたことにより、課税対象となる所得を明確にするため、追加規定するものでございます。

次に附則第十八条の五でございますが、今回の改正で新たに規定されたものでございまして、地価の安定を図ることを目的として創設されたもので、第一項は、個人が昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に、所有期間二年以上である土地等を譲渡した場合は、次の一号、二号で計算した金額のいずれか多い金額によって課税するといふ規定でございます。第一号は、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額の一一％相当額であります。第二号は、土地の譲渡等にかかわる事業所得等にかかわる金額につき総合課税を行った場合の上積み額の一二〇％相当額ということでございます。第二項は適用除外でございます。国、地方公共団体に対する譲渡等、特定の譲渡については重課税から除外する

というものでございます。第三号は準用及び読み替え規定でございます。

次に、附則第十九条の二と第十九条の三は、いずれも土地を譲渡した場合の市民税の特例規定であり、附則第二十一条は、たばこ消費税の税率の特例規定でございます。それぞれ適用期間を延長しようとするものでございます。

次の別表を改める規定でございますが、税率改正に伴い、退職手当等に係る簡易税額表を改正しようとするものであります。

以上が本則並びに本法附則に関する改正でございます。以後は改正条例の附則でございます。

第一条は、施行期日を定めたもので、原則的には昭和六十三年四月一日から施行するものでございますが、第一号のたばこ消費税に関する改正規定は交付の日から、第二号の退職所得に関する改正規定は六十三年一月一日から、第三号のみなし法人課税等については六十四年四月一日から、それぞれ期日を分けて施行しようとするものでございます。

次の第二条は経過規定でございます。第二項は、税率改正を二年にわたって行うため、本則の税率は昭和六十四年度以降の市民税に適用し、昭和六十三年度は本項の税率を適用しようとするものでございます。第四項についても同様で、退職手当等に係る所得割についても、本則は昭和六十四年一月一日以降に支払われる分から適用し、昭和六十三年度中に支払われる分については、本項並びに附則別表を適用して徴収しようとするものであります。

その他はそれぞれ記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。まして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十九号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十議案第百号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第百号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

このたび東京都におきまして、新たに特殊疾病二種類が認定され追加となりましたので、当市としても都の疾病種類に準拠して福祉手当を支給しておりますので、その二種類を追加し、対象者に手当を支給するため、改正条例を提案いたします次第でございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表中、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）の次に、新たに特発性門脈圧亢進症と膿疱性乾癬を加えるもので、種類は四十二になります。

この疾病の内容につきましては、特発性門脈圧亢進症については、肝臓を通る門脈の流れが悪くなり、肝硬変に似た症状で貧血、出血、白血球の減少、食道静脈瘤あるいは腹に水がたまるなどの症状で、慢性的に進行する疾病であります。また、膿疱性乾癬については、皮膚病の一種で、皮膚に発疹ができ化膿し、発熱、関節瘤、あるいは全身倦怠感などを繰り返し、手足の関節が変形する疾病でございます。

また、参考までに申し上げますと、本条例に基づく特殊疾病患者は、当市といたしましては十二月一日現在六十九名になっております。

附則につきましては、この条例は昭和六十三年一月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます、説明といたしたいと思います。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百号は、厚生委員会に付託いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第百号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） この際、日程第十一議案第百一号東京自治会館組合の解散について、日程第十二議案第百二号東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について、日程第十三議案第百三号東京都市町村交通災害共済組合の解散について、日程第十四議案第百四号東京都市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、日程第十五議案第百五号東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散について、日程第十六議案第百六号東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分についての六案を、一括して議題といたします。  
本六案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第百一号東京自治会館組合の解散について、以下関連の議案の説明申し上げます。

なお、所管が異なりますので市民部長も合わせて説明を申し上げますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。まず、百一号の提案理由並びにその内容でございますが、本議案は、去る九月定例会におきまして全員協議会等において概要を御説明を申し上げておりますが、その後、関係の市町村担当者会議によりまして事務手続等の申し合わせをされたところでございます。

本件につきましては、一部事務組合という性格上、後ほど御審議をちょうだいします議案第百七号等の一連の案件に關連いたしましたので、このたびの定例会におきまして構成団体が一斉に議決を必要とします議案を提案しまして、議決をお願いいたします。

いしようというものでございます。

その内容といたしましては、現在、府中市の東京自治会館の中にございますところの自治会館組合等四つの組合を解散しまして新たに来年四月一日から、東京都市町村総合事務組合を設立いたしましたとして、その事業の継承をそのままいたそうということでございます。

次に、その統廃合の主たる理由でございますが、一部事務組合を複合化することによりまして、まず、市町村長等の会議が大幅に少なくなりまして、主として会議等の調整が容易になるということでございます。また、事務局の統合によりまして管理運営が円滑になりました、より充実した運営が図られる等の利点によるものでございます。

御案内のように一部事務組合等を解散しようとするときは、地方自治法第二百八十八条第一項の規定によりまして関係市町村が協議をし、決定しまして、その旨東京都知事に届け出ることになっております。その届け出のための手続きをいたしまして、地方自治法第二百九十条の規定によりまして、組合の設立、解散及び財産処分の場合には、議会の議決を経なければならぬということに相なっております。

なお、本一部事務組合の解散につきましては、明年度三月三十一日をもって解散いたそうとするものでございます。

次に、議案第二百二号東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について御説明を申し上げます。解散時に所  
有しております一切の財産を処分しようとするときは、地方自治法第二百八十九条の規定によりまして関係市町村の協議の上定めるところになっており、その事務手続きといたしまして、議案第一百一号同様、地方自治法第二百九十条の規定によりまして、議会の議決をお願いしようとするものでございます。東京自治会館組合の解散に伴います財産処分は、解散時における組合の一切の財産を、新たに設立されますところの東京市町村総合事務組合が引き継ぐということでございます。

参考でございますが、東京自治会館組合が六十一年度決算時に所有しております主たる財産は、土地が約六千四百二十平方メートル、建物が約八千九百九十二平方メートル、財政調整基金が約一億五千六百万円、それから減債基金が約二億九千八百万円ということになっております。他方、この組合の債務といたしましては、市町村振興基金からの借入金未償還元金約九億一千四百万ということに相なっております。これは、自治会館をつくりましたときの土地代あるいは建設費とい

うものでございます。

以上が、百一号並びに百二号の説明でございます。百三号につきましては、市民部長の方から説明申し上げますのでよろしく願います。

(市民部長 小野光朗君登壇)

○市民部長(小野光朗君) それでは御指名をいただきましたので、議案第三百三十三号東京都市町村交通災害共済組合の解散について、その提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本件の解散の経過及びその理由等につきましては、先ほど御提案申し上げましたところの、議案第一百一号と同一の趣旨及び規定に基づくものでございまして、来年三月三十一日をもって、東京都市町村交通災害共済組合を解散いたそうとするものでございます。

なお、今回の統廃合に伴いまして、一般の事務事業等の変更はございません。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきたいと思ひます。

なお、引き続きまして東京都市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についての提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、ただいま提案の議案第三百三十三号に関連いたしましたして、本組合の解散するに伴いまして、解散時における財産処分を、関係市町村の協議の上定めようとするものであります。

本組合の解散に伴う財産処分は、解散時における組合の一切の財産は、先ほど御提案申し上げました東京自治会館組合の財産同様、新たに設立されますところの東京都市町村総合事務組合が引き継ぐものであります。

参考でございますが、本組合が六十一年度決算時に所有しております主たる財産は、交通災害共済基金約二億一千四百十五万円であります。

大変雑駁な御説明であります、よろしく御審議いただきたいと思います。

引き続きまして、議案第三百五十三号東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本件につきましても、解散の経過及び理由等につきましては、先ほど提案いたしましたところの議案第一百一号と同一の